

独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会（第4回）
議事録

1. 開催年月日：平成26年8月6日（金）

2. 出席者（敬称略）

菊池委員長、石井委員、小林委員、鈴木委員、高木委員

3. 案件（議事）

- （1）開会
- （2）論点整理と提言案の検討について
- （3）その他
- （4）閉会

4. 配布資料

資料4-1 論点整理案（たたき案（資料3-3の修正版））

参考資料4-1 実験で取得する情報について

5. 議事概要

論点整理と提言案の検討に関して、次の質疑、意見があった。

（1）実験で取得する情報について

（菊池委員長）小林委員に聞くが、個人情報保護法の観点では、今回取得する情報は個人情報にあたるかと考えているか。

（小林委員）撮影画像、特徴量情報、移動経路情報についてはそう考える。Work-IDは、敢えて提言に記述しなくても良いのではないか。一般の方が読んでも分かりにくいのではないか。

（2）肖像権やプライバシー権の分析での学問の自由の論点について

（石井委員）分析の視点で、学問の自由を入れるかどうかだが、学問の自由は大学を主体に考えられている。このため、NICTを大学と同様に考えて良いかまでは分からない。ここでは、学問の自由をあまり前面に出さず、民事上の不法行為の観点から分析したほうがよい。

（3）個人情報の利用目的以外の利用の例外規定に関して

(小林委員) 独法個人情報保護法第9条第2項の規定は、第9条第1項において利用目的以外の利用のために保有個人情報を利用することを禁止した上で、例外的に許される場合を定めた規定である。本件が利用目的内で利用するという前提に立つのであれば、第9条第2項の適用を検討する必要はない。本件は、利用目的のために取得し、利用目的内で利用されると考えている。

(菊池委員長) 利用目的以外の目的で保有個人情報が利用されることがあれば、本委員会で止めなければならないと考える。

(4) 実験で取扱う情報の肖像権、プライバシー権について

(菊池委員長) これは確認だが、肖像権については小林委員と同じく、違法性はないと考えるか。

(石井委員) 肖像権で違法とはいえない。

(菊池委員長) プライバシー権は侵害していると考えるか。

(石井委員) 判例だけからだと Yes/No が決まらない。△である。

(鈴木委員) 本件は、過去の判例にはない事案であり、その判断基準はまだ形成途上と考えるべきだ。

(菊池委員長) 集計 ID や特徴量などの情報は個人情報である。保有はしているが法人文書ではない、と考えるか。

(石井委員) 形式的には法人文書と考える。実質的には、すぐ消してしまうので、プライバシー侵害の程度は高くない。しかし、実際に取得したり、捨てたりする管轄権限があって、組織的に保有していると考えられるので、法人文書にあたるかと考える。

(菊池委員長) 小林委員は、法人文書にはあたらないとの考えか。

(小林委員) ある間は、法人文書。なくなったら法人文書ではない。保有でもない。

(鈴木委員) 法人文書の該当性は、瞬間的であっても、一旦は法人文書になるという、きわめて形式的な判断基準で良いということか。

(石井委員) そう考えざるを得ない。

(菊池委員長) 石井委員と小林委員の考え方は基本的に同じであると理解した。

(鈴木委員) 参考資料 4-1 の、実験で取得する情報の表中で、法人文書の該当性の欄は、正確に書くと「○→×」となる。

(5) 独法個人情報保護法第9条第2項の例外規定の一号にある本人の同意の取得方法に黙示的な同意も含まれることに関連して

(菊池委員長) 黙示的同意のところについても確認しておきたい。

(石井委員) 利用目的以外の利用に関するところだが、本件では、利用目的内なので、この点については、そもそも問題とならないとしてよいと考えるが、論点の一つとして検討しておいた方が報告書としては良いのではないかと思う。結論としては目的

内で使って、契約で縛って提供ということで整理する。

(小林委員) 利用目的内の提供を前提に検討しているので、提言のところで、目的内ということのをどのように確保するかということは出てくる。この論点について言うと、そもそも個人情報かどうか論点となる。

(高木委員) なぜ保有個人情報該当性を検討しているかと言えば、中止を求める意見の中にも、新聞報道で(NICTが)個人情報保護法上問題ないとの考え方に対して批判されていることもあり、該当するかしないか、法律上どうなのかということ整理しておくためである。

(石井委員) 独法個人情報保護法第9条第1項で、「利用目的以外の目的のために」は、「利用」までに係るのか、「提供」までに係るのか、どのように考えるか。

(高木委員) 総務省行政管理局の「解説 行政機関等個人情報保護法」では、行政機関個人情報保護法の第8条の同じ条文について、「本条は、保有個人情報の利用・提供について、利用目的外の利用・提供を原則として禁止し」と解説されているので、「利用目的以外の目的のために」は、「利用」と「提供」の両方に係ると考えられる。

(石井委員) 第9条第1項は、利用目的内に収めてしまえば、提供も問題がなくなる。

(鈴木委員) 利用目的に提供が含まれていない場合、保有個人情報を提供したら違法となる。

(6) 人流統計情報の特定性の低減について

(高木委員) 人流統計情報が十分に特定性を低減しているかについて、結論を出してしまって、提言の中には入れないのか。つまり、加工方法を明確にして改めてしっかり検討するというのを入れなくてよいか。低減できるといってよいか。

(菊池委員長) 低減できるといってよいと考える。

(高木委員) この委員会では、加工方法についての具体的説明がなかったと記憶している。

(菊池委員長) まだ実験を行っていない段階なので、実験者も具体的データを保有しておらず、どのような人流統計情報が作成できるかについて、今の段階で完全に判定することは不可能だと判断した。

(高木委員) この段階で結論を出して良いか。

(菊池委員長) 結論の根拠は、特定性を低減することは技術的に容易であるため。大丈夫だと判断した。

(7) ターミナルビルの利用者数について

(小林委員) ターミナルビルの利用者が42万人とあるが、私の資料では、80万人ぐらいと書いている。

(事務局) 乗車人員が42万人であり、乗降者とあわせて倍の数字となっていると思うが、こちらでも確認する。

(8) 統計情報の特定性について

(小林委員) 結論的には提言に書けばよいと思うが、統計情報を特定できないという点について、統計情報を JR が独自に持っている防犯カメラやビデオカメラとつぎ合わせたら、個人がわかるということはないか。

(高木委員) 人流統計情報は経路的な統計で、このルートで歩いた人が何人いましたという統計なので、母数が 2 人だったら 2 人にまで絞れてしまう。

(菊池委員長) k-匿名性で、特殊な経路を通った人が例えば 2 人の場合は、削除するなり一般化することができるので、特定性の低減は技術的には難しくないと判断する。

(高木委員) 人流統計情報として示されている例に、いくつかの経由地を通る場合の例がないが、実際はどうなっているのか。

(石井委員) 92 台のカメラで途中の経路はとっているのではないか。

(事務局) 取得した移動経路情報の中から、あらかじめ設定された経由地を通った経路情報を取り出して集計することとなる。

(菊池委員長) 3 箇所や 4 箇所の経由地を通るケースも想定されるならば、その旨の情報を追加すること。

(事務局) ご指摘を踏まえて修正する。

(9) 集計用 ID の保持時間に関して

(高木委員) 集計用 ID は、数分～数時間しか保管されないとあるが、存在自体は移動経路情報とともに残らないのか。

(事務局) 一回施設から出て、もう一度施設内に戻ると別の集計用 ID が使われる。

(高木委員) 施設から出ると集計用 ID が消えるわけではなく、それ以上の取得が止まるということではないのか。

(菊池委員長) 表の集計用 ID の保持期間に、取得が「数分～数時間」継続して、管理されるのは、移動経路情報と同じ「1 日～1 週間」というように修正するということになるのか。

(事務局) そうではない。集計用 ID がそのまま、移動経路情報とともに保存されるわけではない。

(高木委員) 集計用 ID は捨てられ、対応表もなくなるということか。

(事務局) そのとおりである。

(菊池委員長) 了解した。それでは原案のままでよい。

(10) 「利用目的の通知」に関して

(高木委員) 「利用目的を通知して」とあるが、個人情報保護法上の通知のように、メールなどで通知を送ることを意味するわけではないと理解するがそれで正しいか。

(菊池委員長) 一方的に通知して終わりということではなく、一般市民の方を対象とした説明する場が設けられないかと考えた。

(11) 集計用 ID とプライバシー権侵害の可能性に関して

(菊池委員長) 集計用 ID は個人情報にあたるのか。

(高木委員) 私はそう考えるが、この考え方が一般的というわけではない。

(小林委員) 情報が存在する間は法人文書となる。

(菊池委員長) ステップ 1 実験では、当分の間保持し続けるので法人文書である。

(事務局) 法人文書性の判断については、第 3 回委員会の議事録にもある通り、事務局では、保持時間が短いこと、一時的に生成される情報であること、アクセス主体が人でないことの 3 条件から、保有法人文書ではないとしていた。

(小林委員) 基本的には、公開請求の対象になるかがまず第一。対象にならないのであれば、文書性が無くなる。もう一つは、石井委員のご指摘のように、利用の時点で文書性がある。

(高木委員) なくなった後の場合はそのとおりだと思う。問題は、法人文書に当たっている段階があるかどうかである。

(小林委員) その論点は、結局のところ、公開されるのか、利用が適正なのか、ということにしか使われない議論ではないのか。

(菊池委員長) コンピュータの自動処理が、その判断にどの程度影響を与えるかの議論は簡単ではない。また、結論にも直接影響を与えないと思われるので、外しておいたほうがよいと考える。

(高木委員) 毎日、日を超えて同じ人が日々どのように移動しているかについて取得することは、強い反対、反発もある。監視社会を拒否する会の意見書でも、誰が今どこをどのように移動しているかをリアルタイムで追跡できる顔認証システムの導入実験であるとし、実験後、公共空間に導入運用される可能性があることを非難している。彼らが懸念しているのは、商用目的も含め、駅だけに限らず日本中にカメラが仕掛けられ、毎日の移動状況を取られるきっかけになるおそれがあるという点である。このことを問題視している。施設内の出入りで識別を一旦区切る（施設内ローカル識別）ことにすれば、社会的受忍限度内にまでプライバシーの侵害性が低減され、正当化されるという整理である。

(小林委員) 施設を一旦出て戻ったとしても、プライバシー侵害の程度は変わるとは思わない。駅のどこかに寄ったとかキヨスクに寄ったとかそれ自体が、プライバシー侵害性がある。駅を出ても出なくても、侵害の程度は同じだと思う。

(高木委員) 駅を出たか出ないかは、この実験だけで限るとそうかもしれないが、将来、民間も商用目的で行う場合には、駅を超えて、日々にまたがって何をしたかを収集されることにつながる。そういう利用はされないよう限定するべきであると考えて

いる。区切られたエリアでのローカルな識別に限定すればそういうことには繋がらない。施設内のローカルな識別に限って、すれすれ認められるという言い方をした場合、他の民間企業等が、場所を越えて、日々をまたがって情報を収集することは許されないことになるので、区別をつけられる。

(小林委員) 本委員会で、民間が商用目的で同様な実験をすることが良いのか悪いのかについて、委員会の意見として出すことについては比較的消極的である。

(鈴木委員) むしろ、それが本委員会の意義だと考える。立法化につながる話でもある。

(菊池委員長) 仮に実験が実施されて、民間が同じことをしようとした時に、大阪ステーションシティで既に実用化されているから大丈夫という風な議論になり得ると思うので無視はできない。我々は意識しなくてはいけないと思う。

(鈴木委員) 総務省の監督下にある公的機関である NICT が外部委員の意見を踏まえて採用した案ということになれば、いわば NICT モデルとして、これを参照して研究計画やビジネスモデルを作るケースが当然出てくると考えるべきだろう。望むと望まざるとに係らず先例となる。

(小林委員) ここで言っているのは大規模災害対策目的のことだけであり、商用目的については一言も出てこない。

(鈴木委員) ここでの考え方の一部は商用目的にも使えると判断されることはあるかもしれない。ここで、プライバシー影響評価における考慮要素についての判断基準を示すとなれば、例えば、時間の長短は、プライバシー侵害の程度に影響する。短期間ではプライバシーインパクトは小さいが、期間が延びればプライバシー侵害の程度が高まる。また、空間の広狭は、プライバシー侵害の程度に影響する。一部エリアに限定すればプライバシーインパクトは小さいが、複数エリアで同一人物に同じ ID が振られれば広範囲の行動が把握されるという点でインパクトも大きくなるといったところなどは一般的に妥当する。

(菊池委員長) 議論を整理したい。プライバシー権の侵害については、小林委員も高木委員も侵害であるとお考えか。

(高木委員) 程度問題はあるがそのとおり。

(高木委員) 今回、施設内ローカルな識別であるという条件と、他の条件も含めて、すれすれ認められるという整理と考える。この条件のどれかが外れた場合に、実施してはいけないことになるかどうかまでを、今回述べているわけではない。

(鈴木委員) プライバシーインパクトの話をなぜ持ち出したかという点、この問題は、0～100の間のどの値になるか、といった程度問題になるということを書いたかった。何らかの判断基準または考え方を示したいところだ。

(菊池委員長) 特徴量情報に関しては、他の組織であっても、同じ解析ソフトを使っている組織の間では一意の、グローバルな情報である。それを有している以上は、プライバシー権を侵害する情報を有しているといってもいいのではないかと。高木委員の

言う集計用 ID は施設内ローカルな識別性があるけれども、よりグローバル性の高い特徴量情報や映像情報を有している。

(高木委員) 漏えいさせず、提供しなければ良い。それらに対する対策をするので、解決済みと考え、ここでの判断の根拠としては割愛している。安全管理や対策の問題である。

(菊池委員長) 施設内ローカルな ID でプライバシー権を適法とするか、受忍限度内とするかどうかで意見が分かれている。

(高木委員) 意見が分かれている部分は、このケースは施設内ローカルに限定しているから良いが、グローバルに行う場合はだめ、とまで言う仕事はこの委員会の仕事ではないという小林委員のご意見の部分である。今回、施設内ローカルでしか識別をしていないから良いのだという理由を示す必要がないとおっしゃっている。他が施設内ローカルであるかどうかは別として、ここでは、施設内ローカルだから良しとしたということを書くことは、重要な意義があると思う。暗黙的に、他が施設内ローカルでないとすると、適法かどうかはわかりませんよというメッセージを送っていることになる。監視社会を拒否する会の意見を読むと、これをきっかけとして将来あらゆる場所で、いつでも、どこでも、という風につながっていくから反対していると読めるので、その答えになると思う。

(菊池委員長) わかりました。これは提言ではなく、報告書に入れるかどうかの議論なので、検討させていただく。

(鈴木委員) 判断要素として入れるかどうか。プライバシーインパクトの大きさをどう考えるか。程度問題であるならば、何を判断の要素とし、その程度をどう判断するかを明らかにした上で、事実を当てはめて今回はこうだと言わざるを得ない。

(12) 取得段階で本人関与の機会を提供すべきとの意見について

(鈴木委員) この部分は立法の不備を指摘しているところで、その通りである。取得の制限は現行、個人情報保護法は、かなり手薄である。17条¹しかない。ちなみに独立行政法人等個人情報保護法は5条で定めている。本件からは離れるが、名簿屋規制は、今このあたりが一つの論点となっている。17条が機能していないということだ。

(菊池委員長) 鈴木委員としては賛成ということか。

(鈴木委員) 賛成。顔認証システム等が登場し普及しつつあるとなると、本人が回避できないところで個人情報が取得されるという問題に直面するようになる。これに対して実は現行法がほとんど機能していないということも論点としてあがってきた。名簿屋および顔認証システム等での個人情報の取扱いに際して、「取得の制限」をし

¹ 個人情報の保護に関する法律第17条：(適正な取得) 個人情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

っかり義務付ける必要がある。例えば、本人同意原則の確認と、例外的にオプトアウト手続きを設けることだ。これは今後議論になる。本件では、先取りしてここで提言する意義は高いということで賛成という意見である。

(菊池委員長) 提言ではなくて報告書の内容としてか。

(鈴木委員) 提言というか、現行法の解釈としては17条の問題になるかもしれないが、17条が機能しないことになれば、自ら上乗せ規制としてオプトアウト手続きを用意すべきだ。現行法の解釈では限界があるところを提言的に示すことに意義がある。

(菊池委員長) 私もオプトアウトは賛成。ある程度しないと、反対している団体も同意しないだろうと思う。他の委員はどう考えているか。

(小林委員) 提言案としても構わないと思う。

(菊池委員長) 賛成だが、ここで言わなくても良い気もする。

(鈴木委員) 法解釈のパートでは述べずに、レピュテーションリスクの対応のパートで述べるか、プライバシー侵害が緩和されるからその一つの方法としてオプトアウト手続きを用意しておくべきと提言する。ここには書かずに、分けるということである。言及はしたい。

(高木委員) 前回の鈴木委員の発言では、違法かどうかの判断の部分と別のパートで書くということだったと思う

(鈴木委員) 提言パートとして書く。

(菊池委員長) そこがレピュテーションリスクの話で、いままで、議論されてこなかったところである。オプトアウトについて書くことは賛成。

(13) カメラの存在による公共空間における自らの行動を抑制してしまう萎縮効果に関して

(小林委員) 萎縮効果についての議論で、監視カメラでは必ずついて回る重大論点ではあるが、本当に萎縮効果があるのかという実証がされていない部分である。もしかしたら無いかもしれないし、あるいは、あるのかもしれない。大阪のイオンモールでは、顔認証による防犯システムを導入することが公表されている。イオンがそれを公表するという事は、イオンはそれでも客が来るという認識でやっていると思うし、イオンが実施して客が減らず、全国展開されたとすれば、それはもう顔認識システムの導入は逆に萎縮効果がないという一つの証明になるのではないかと思う。

(高木委員) それはあまり知られていない事例で、積極的に公開されていないし、マスコミの記者も知らないのではないか。

(小林委員) (萎縮効果の議論の) 結論としては特に構わないが、カバーしても最初は影響あるけれども、しばらくしたらエリアによって変わらないという結果が出てきた場合は、ある意味、(カバーをすることが無意味ということを示してしまうという) 逆効果になる部分が出てこないかという意見である。

(鈴木委員) その実証性はかなり懐疑的である。例えば武雄の図書館²の問題も、選挙すればよいのではないかという意見があった。本人同意という点では、住民がいいと言えいいのであるという意見である。しかし、図書館情報については、法の原理から決まるところもあるので多数決が全てではない。本実験でも、プライバシーの権利を扱っているので、確かに私権として本人の承諾の意味は非常に重要であり、およそ人間の公道を自由に歩くところに対してカメラを設置する行為については、萎縮効果があると言い切るところはあっても良いが、小林委員の言う通り、萎縮効果と書けば、みんなが良いと言っているからいいのではないか、といった主張があり得るのはその通りである。

(菊池委員長) 小林委員としてはこの部分は書かないほうが良いという意見か。

(小林委員) 少し触れて、カバーで隠すべきであるという部分は問題ない。(萎縮効果が) 有りうるので、ぐらいいいのではないか。

(14) 研究の達成のために当該実験実施が不可欠かどうかの議論に関して

(小林委員) 法律で違法、適法の判断する時に、不可欠性の議論をするのは、認められないことを示す場合である。不可欠性を議論する場合は非常にハードルが高くなる。JR 大阪駅でなくても良いのではないかとか、他にもっと適切どころがあるのではないかと話をしていなければいけなくなる。中身はそれほど異存がないが、不可欠性という要件を文章に明記するには、法律文書としてはインパクトがある。不可欠性といっておきながら OK という文章の流れには普通ならない。

(菊池委員長) はずした方がよいか。

(小林委員) 別の言葉を用いたほうがよい。

(鈴木委員) 研究としては、より合理的な方法だけを選択するという目的だけでなく、様々な方法論を試してみるというのが本来の姿ではないかと考える。

(高木委員) 何ら不利益が発生しない状況ならそれでいいと思うが、これだけ問題になるような状況でありながら、あえて正当性を主張していく時に、違う方法があるという状況だとすると、やはり非難されると思う。今回はどうなのかと。少なくともカウントする方法は他にも方法があるはず。

(小林委員) 他に方法があるならば、この方法をとってはならない。

(鈴木委員) 目的を満たす上では、代わりの方法があるのであれば、よりプライバシーが侵害的でない方法を選択すべきであるというのはその通りである。しかし、研究に

² 佐賀県武雄市の市立図書館のことを指す。武雄市図書館については、平成 24 年、CCC (カルチュア・コンビニエンス・クラブ) を指定管理者とする計画が発表された際、T ポイントカードが用いられることから、公立図書館の貸出し情報が民間に流されるのではないかと個人情報の観点からの指摘があった。

においては様々な方法を試さねばならない。その自由は最大限保障すべきだ。無論、他人の権利を侵害してまで研究が優先されるべきだとまで主張するわけではないが、(小林委員) 憲法論でいうと、宗教の自由などのように、とても大事な人権を制限する時に出てくる理屈である。顔というのはプライバシーの中でも比較的重要性の低い権利なので、ここで不可欠性の議論を持ってくるのはあまりよくないと思う。

(石井委員) 移動情報はプライバシー性が高い。

(鈴木委員) 不可欠という言葉置き換える、柔らかい言葉にした方が良い。

(15) 人数をカウントするのみの実験案に関連して

(菊池委員長) 「カウントする」という言葉が何回も出てくるが。

(事務局) 実証実験での5種類の解析技術のうちの歩行者検知技術のことである。

(菊池委員長) 実証実験ではこの5種類を全部やって比較すると理解しているが。

(事務局) 実験候補として5種類を委員会にて検討頂いているが、頂いた提言の内容を踏まえて改めて判断する。

(菊池委員長) 高木委員は、歩行者検知技術だけのカウンティングだけにすべきだとまでは言っていないということか。

(高木委員) カウンティングだけにした場合は、当然ながらプライバシーの侵害程度は他と比べて低くなる。しかし、カメラを向けられるということは残る。そして、カウントするだけであれば、人が立ってカウントすれば足りるということも考えると、あまりこの方法でやる意味は無い。

(16) ステップ2 実験の実施条件の一つとして、共同研究または委託研究により検証結果を研究成果とする意見に関して

(菊池委員長) 委託または共同研究とするという条件だが、ここで取得されたデータが将来にわたって、目的以外に利用されたり、別のデータとマッチングされたりする危険性を防止するためと思うがその効果はどのくらいあるのか。

(高木委員) データマッチングの危険もあるが、それ以前の問題として別のことを言っていて、研究の目的について、これをやらないと、実際に大規模災害時の避難誘導等の安全対策に活用できるか否かの検証実験にならないということを行っている。自ら実施するか、委託なり共同研究で実施するかとしないと、掲げている目的が偽りというか誤解を与えらると思う。

(菊池委員長) 高木委員が心配されるように、目的外利用される懸念はあるとは思いますがただ、形式だけの共同研究を交わして、はたして、共同研究することによって本当に目的外利用がされないかどうかの効果が怪しいのではないかと。

(高木委員) 委託研究、業務委託とすればその心配は無くなる。ただし、共同研究とした場合に、共同研究終了後どうなるのかということでは残る。

- (菊池委員長) 委託研究の場合、どちらからどちらになるのか。
- (高木委員) NICT が施設管理者に委託する。検証するという部分の研究を委託する。共同研究の場合は、研究主体は両方であるが、学術研究だから認めるというロジックの場合に、共同研究の片方に学術研究機関でない組織が入っている場合はどうなるのかという疑問は残る。
- (菊池委員長) 委託した場合、委託の成果は NICT がその後持つので、その成果は法人文書となるのか。
- (高木委員) そう思う。安全対策に活用できるレベルであったかどうかの検証結果が成果物である。形式的に済まされるのではないかとのご指摘もあったが、研究成果として本当に大規模災害時の避難誘導等の安全対策に活用できたかどうか、できるかどうかの報告を出さないといけない。そこは世間が見るところである。実際に実施したかどうか。
- (菊池委員長) それは、共同研究にしなくても NICT は出すだろうと信じている。共同研究ではなく、NICT がきちんと目的が達成できたかどうか 2 年後以内に世間に対して報告しなさいという要望ではだめか。
- (鈴木委員) 避難誘導等の安全対策に活用できるかどうかは JR 西が判断することである。NICT がこの研究において民間企業である JR 西にどのようなアウトプットを出せるか。大規模災害時の避難誘導等の安全対策の活用をすればしたら、主体は JR 西となる。JR 西にアウトプットして、JR 西がやってはじめて目的が達成される。
- (菊池委員長) 委託でも共同でも良いが、要は目的外利用がないことさえ、我々が、世間一般が、確認できれば良いのか。
- (高木委員) 違う。社会的有用性の高い目的であるから、違法性が多少あっても認めるというロジックになっているのであり、社会的有用性というのは、人流統計を作れるかという ICT 技術の検証ではなく、大規模災害時の避難誘導等に利用できるかどうかの検証の方である。その検証を行わないと嘘になるということを言っている。
- (菊池委員長) 委託研究をはずしてはだめか。単に、高木委員が主張される社会的有用性が本当にあるかどうかを検証することを NICT が責任を持って確認すること、ではだめか。
- (高木委員) 方法は問わない。
- (鈴木委員) その方法論は本質ではなく、成果確認がここの条件の骨子ということであって、そこは削除したほうがよい。ただし、付け加えるとすれば、いわゆる共同研究の場合には、適用法が混在する場合があります、個人情報適法性の確認が複雑になることは注意書きで記載すべきだ。
- (高木委員) 情報を提供することに対して反対している人たちは問題視している。利用目的が明確でないとも言われている。今回契約を結ぶことで、利用目的を限定する契約とされるが、大規模災害の安全対策に活用できるかの検証をしないといけないわ

けで、今の契約では提供先で、データを使うことはできるとしているが、検証をしないといはなっていない。そこが問題である。もし、NICT が自らその検証するのであれば、提供する必要がないということになる。提供する必要が無いことがなぜ重要かという、提供するデータがいくら特定性低減データとして k-匿名性しているとしても、リスクはゼロではないので周りからは疑問視され、怪しく思われる。リスクを問われているところだから、必要が無いのであれば提供しないほうがいいのではないか。NICT 自ら活用できると主張するのであれば、提供をやめてはどうか。

(菊池委員長) そこまで言ってしまうと、これから、このようなある程度の匿名性を仮定して、社会的な分業すること全体を否定することにならないか。

(高木委員) そのとおり。なぜ提供する必要があるのか。

(小林委員) JR でなければ責任ある判断ができないからではないのか。

(高木委員) そうであれば、研究目的を達成するところまで約束を取り付けなければならぬ。

(小林委員) 契約の中に検証してくださいと書けばどうか。

(高木委員) それでも良い。

(石井委員) それであれば NICT の検証結果を担保することになる。

(小林委員) 契約で目的を制限して、もし JR がそれに違反したらオムロンの二の舞になって社会的な問題になる。

(高木委員) 検証しなかったときにどうかと言っている。

(小林委員) それは検証するに決まっているから渡すのでしょうか。検証するから渡してくれという要望に応じて渡すという契約になる。

(高木委員) 本当に検証するのか。

(菊池委員長) それは我々が主張すればよい。プライバシー権の阻却理由も公共の目的にくみするという仮定の上で認めているわけで、それをしてもらわないと我々の主張とも矛盾してしまう。

(鈴木委員) この条件を盛り込むことはほぼ合意なので、それに対する回答を考えてもらえばよい。

(菊池委員長) 回答までは我々はチェックする必要は無い。ここでは提言まで。NICT にこれだけで言いですかと聞くのも変な話である。あくまで、我々が正しいという、理想的な形で提言をまとめてよいと思う。

(17) 今後の進め方について

(菊池委員長) 今日中にやらなければならないことがまだ残っている。そこで提案だが、日程調整のうえで、再度もう一度委員会を開催させて頂きたい。

(鈴木委員) アウトプットができた時に、プレスリリースをした方がいい。記者会見になるのかプレスリリースになるのか分からないが、まとまった段階で発表する場を作らなくて良いのか。取材に対して委員個別にばらばらに答えるよりも、誤解のないように全員揃って回答すべきだ。

(菊池委員長) 第三者委員会が会見するのかなども含めて、事務局で検討頂きたい。

(菊池委員長) (提言は) 高木委員と小林委員と菊池の意見を併せて作り、次回委員会で確認する。

以 上